

平成31年4月18日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階
内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿
FAX 011-221-5887

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目12番12号
MartialArts赤坂溜池山王ビル5階（受付）
NN赤坂溜池法律事務所
電話 03-6459-1993
FAX 03-6459-1994
パラカ株式会社代理人
第一東京弁護士会 消費者問題対策委員会 委員
弁護士 成瀬 直邦

回答書

- 1 当職は、パラカ株式会社（東京都港区愛宕2丁目5番1号代表取締役内藤亨。以下「通知人」といいます。）の代理人として、貴法人からの平成31年3月14日付「再申入れに関するご連絡」（以下「本書面」といいます）と題する書面に対し、以下の通り回答致します。
- 2 【結論1】本書面申入れの趣旨1及び2について
引き続き、諸事情を総合考慮の上、検討しています。
【結論2】本書面申入れの趣旨3について
利用者から連絡があった場合には誠実に対応させていただきます。駐車場やホームページにおける掲示についても、諸事情を考慮の上、検討します。
- 3 アプリの開発等のご報告

また、以下は、企業秘密にあたる事実（かつインサイダー情報に当たる可能性のある事実）であるため、開示は控えていただきたい内容ではありますが（貴法人及びその役職員等においてもインサイダー規制等に抵触しないよう、厳重に情報を管理していただきますようお願い申し上げます。）、特別にお伝えさせていただきます。

通知人は、現在、相応の資金を投資して駐車場利用に関するアプリの開発及び導入等を検討しております。アプリの導入が進めば、利用者の特定が可能になりますので、何度でもゲートの開閉を行うことができるようになります。領収書も、アプリを通じてメール等で送付されますので、領収書のピックアップのために精算後バックする必要性もなくなると考えます。そもそも、駐車券の発行もされなくなり、駐車券紛失の問題もなくなります。また、精算もオンラインで行われるようになるため、お釣り等もなくなります。

以上の通り、通知人は、本件書面に記載されているような問題を一気に全て解決するようなアプリ等の開発を行っておりますことをご報告させていただきます。なお、導入時期は現時点では未定です。公開できるタイミングになりましたら、ホームページで公表いたします。

4 最後に

以上の通り、ご回答申し上げます。従前の書面で述べた通り、通知人は、他社の回答状況と比較しても、既に十分に真摯かつ誠実な対応をさせていただいているものと思料します。

なお、本件につきましては、引き続き、当職が一切の代理を務めております。ご質問等がある場合には、当職までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上